

特別委員会報告

第4回（1月23日）・第5回（2月9日）・第6回（2月20日）
政治倫理条例に関する調査特別委員会
調査件名 ● 広野町議会政治倫理条例に関する調査について

●第4回

「広野町議会議員によるハラスメントの防止に関する条例」の項目と内容について協議を行った結果、第1条（目的）・第2条（定義）・第3条（議員の責務）・第4条（議長（議長）の責務）・第5条（相談窓口）・第6条（相談事案への対応）・第7条（ハラスメント調査委員会）・第8条（調査事案関係者の義務）・第9条（調査への協力）・第10条（調査の結果の通知等）・第11条（被害防止措置）・第12条（プライバシーの保護）・第13条（取組状況の公表）・第14条（議長職務の代行）

第15条（議長及び議員の除斥）・第16条（委任）・附則からなる「広野町議会議員によるハラスメントの防止に関する条例」の素案を決定しました。

●第5回

「広野町議会議員政治倫理条例施行規程」の項目と内容について協議を行った結果、第1条（趣旨）・第2条（審査請求）・第3条（審査請求書の受理後の手続き）・第4条（委員会の審査結果の通知）・第5条（対象議員及び議会の措置）・第6条（請求による説明会）・第7条（委任）・附則からなる「広野町議会

議員政治倫理条例施行規程」の素案を決定しました。

●第6回

「広野町議会議員政治倫理条例（案）」並びに「広野町議会議員によるハラスメントの防止に関する条例（案）」及び「広野町議会議員政治倫理条例施行規程（案）」について、条例間の整合性が確認できたため、令和8年第1回広野町議会定例会に「広野町議会議員政治倫理条例（案）」並びに「広野町議会議員によるハラスメントの防止に関する条例（案）」を発議する事に決しました。

議会議員政治倫理条例を制定

●議員の責務

① 町民の信頼に値する倫理観及び品位の保持に努め、町民に対し、常に政治倫理に関する高潔性を示すことができるよう努めなければならない。
② 地方自治の本旨に従って、議員本来の使命の達成に努めなければならない。
③ 政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

●政治倫理基準

① 町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関する行為をしないこと。
② 常に町民全体の利益を擁護し、いやしくも特定の個人又は団体の

利益を求めて、公共の利を損なうような行為をしないこと。
③ 町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その権限又は地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

④ 町の契約に関して特定の者を紹介し、推薦し、又は妨害し、排除する等の働きかけをしないこと。
⑤ 町の職員の適正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
⑥ 町の職員の採用、昇格又は異動に関して不当に関与しないこと。

⑦ 請負契約等及び指定管理者に関する遵守事項
議員、その配偶者若しくは扶養する親族又はこれらの者が実質的に経営に携わる法人は、

地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町が行う請負契約等又は指定管理者の指定に関し、町民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。

●審査請求

証する資料を添えて、議長に対し、政治倫理基準等違反の確認の審査を請求することができる。

●審査・措置等

審査委員会を設置し、議長に次のいずれの措置を講ずるべきか審議結果を報告する。

① 文書による警告
② 公開の議場における陳謝
③ 議会における役職の辞職勧告
④ 議員の辞職勧告
⑤ その他必要な措置

議長は結果を公表し、議会に必要な措置を講ずる。

議会議員によるハラスメントの防止に関する条例を制定

●議員の責務

① 公職に参画する者として高い倫理観が求められること及びハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、基本的人権を侵害するとともに、その能力の十分な発揮や良好な職務等の環境の確保を阻害する行為であることを自覚し、自らの言動を厳しく律しなければならない。

② ハラスメントとなる言動を行っている者があるときは、その者に対し当該言動は厳に慎むべきである旨を指摘するよう努める等、率先して町議会からハラスメントを根絶するよう取り組むものとする。

③ 町民全体の奉仕者としての立場を自覚し、何人に対しても前2項の規定に準じた行動に努めるものとする。

●定めるハラスメント

① パワー・ハラスメント
② セクシュアル・ハラスメント
③ マタニティ・ハラスメント
④ その他のハラスメント

●相談窓口

議長は、議員によるハラスメントに関する相談に対応するため、広野町議会事務局内に相談窓口を設置する。

●調査・措置等

調査委員会を設置し、議長に次のいずれの措置を講ずるべきか調査結果を報告する。
① 文書による警告
② 公開の議場における陳謝
③ 議会における役職の辞職勧告
④ 議員の辞職勧告
⑤ その他必要な措置

議長は結果を公表し、議会に必要な措置を講ずる。

議会デジタル化

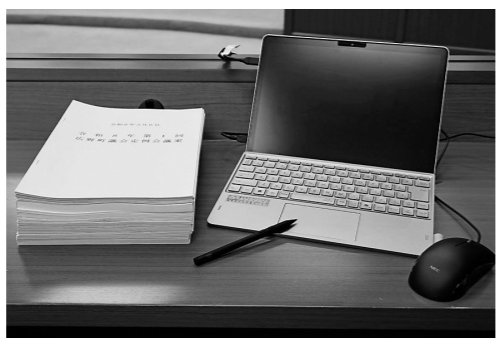
議員用タブレットPCを導入

会議資料印刷代の削減、議員宅訪問による調整等の職員負担軽減を図るため、会議用端末及び会議用ソフトウェアを導入しました。

●導入の内容
① タブレットPC
・ Versapro (NEC)

② その他周辺機器
・ カバーキーボード
・ マウス
・ タッチペン
・ 変換アダプタ

③ ソフトウェア
・ Microsoft Teams
（ファイル共有）
（ビデオ会議）
（チャット）
・ ウイルスバスター（セキユリテイ）



令和8年第1回定例会資料と導入したタブレットPC



議会でのタブレットPC活用の様子

審査請求・相談は議員に限らず、町民の皆様もすることができます。

